

# 令和8年度(令和7年分)の『給与支払報告書』の提出をお願いいたします。

## 給与支払報告書とは

- 事業主(個人・法人を問わず)が、給与(専従者給与を含む)・賃金を支払った従業員(パート、アルバイト、法人役員等を含む)の給与支払報告書を作成し、各従業員が1月1日在籍する住所地(市町)に提出しなければならない書類です。【地方税法により提出が義務づけられています】
- 給与支払報告書は、個人住民税や国民健康保険税の適正な課税を行うための重要な書類です。正しくご記入いただき、期限内に必ず提出をくださいますようお願いいたします。

(注: 税務署に提出する書類は『給与所得の源泉徴収票』となります。)

**報告対象者** 令和7年分(令和7年1月1日~12月31日の間)に、給与等の支払いをした全ての従業員等(パート、アルバイト、法人役員等を含む)

- 令和8年1月1日現在の在職者については、給与の支払額の多少にかかわらず、全て提出が必要です。
- 令和7年中の退職者については、令和7年分の給与支払額の総額が30万円を超える場合に提出が義務付けられていますが、30万円以下の方についても作成し提出していただきますようご協力をお願いいたします。
- 専従者への給与(確定申告をしている場合も含む)に該当する場合や、源泉所得税がかからない場合であっても提出が必要となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

**提出期限** 令和8年2月2日(月)まで

**提出先** 令和8年1月1日現在の住所地が、

- \* 若狭町の従業員の方の分 … 若狭町役場 税務住民課(三方庁舎)、もしくは上中窓口(上中庁舎)へ
- \* 若狭町以外の市町の従業員の方の分 … 各々の市町(役所)へ

## 給与支払報告書 個人別明細書について

個人別明細書は、左上の数字が「8」(令和8年度分)の用紙をご使用ください。

## 給与支払報告書 総括表について

総括表は、給与支払報告書を提出いただく際、そのまとめとして、提出する市町ごとに必ず添付してください。

## マイナンバー(法人番号・個人番号)について

平成29年度から記載が必要となっていますので、ご記入をお願いいたします。